

議案第 32 号

松阪市立学校設置条例の一部改正について

松阪市立学校設置条例（平成 17 年松阪市条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

松阪市立学校設置条例（平成 17 年松阪市条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

別表松阪市立松ヶ崎小学校の項を削り、同表中「松阪市立朝見小学校」を「松阪市立東部北小学校」に、「松阪市立掃水小学校」を「松阪市立東部南小学校」に、「松阪市立米ノ庄小学校」を「松阪市立よねのしょう小学校」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。